

# 認可地縁団体 高尾台町会 令和3年度 定例総会議事録

日 時 : 令和3年3月28日(日) 13:00~14:40  
場 所 : 高尾台町会会館1階ホール  
会 員 数 : 1877名  
定 足 数 : 939名  
出 席 者 : 39名  
委任状出席者 : 1126名  
有効表決権数 : 1165名

## 議事の経過及びその内容

### 1. 開会

委任状出席を含み、町会員の過半数以上の出席があり、会則第15条に基づき総会が正式に成立したとの報告の後、司会 総務 田中 信也が開会を宣言した。

### 2. 町会長挨拶

町会長 越野 外美夫が挨拶を行った。

(要旨)お忙しい中、また貴重な時間にお集まりいただきありがとうございます。

コロナ禍でありますので、このような開催方法を取らせていただきました。

ご承知のとおり、この一年間は皆様が楽しみにしていたイベントがほとんど開催できませんでしたが、今年こそは少しでも早くコロナが収束して皆様とまた楽しく行なっていければと思っております。

それでは次第に沿って進めていきたいと思っております。限られた時間ですが建設的な議論をよろしく願います。

### 3. 議長及び議事録署名人の選出

司会 総務 田中 信也から議長及び議事録署名人の選出について諮ったところ、執行部一任ということで、議長には3丁目・堅田 洋志氏、議事録署名人に1丁目・中田 和美氏及び2丁目・勝裕 健司氏が推薦され承認された。

議長: 3丁目の堅田と申します。ご指名をいただきましたので議長を務めさせていただきます。こういうコロナ禍という状況でありますので、会議を円滑に行うべき、説明される方、質問される方は簡潔にお話していただきたいと考えておりますので、よろしく協力かた願います。

#### 4. 決議事項

##### i. 町会会則改正の件

##### (1) 役員選出方法の見直しについて（案） … 町会長

###### ア. 目的

現在、役員（町会長含む）の選出にあたっては「ブロック制」に従っているが、さらなる円滑化を図るため会則の見直しを行う。

###### イ. 改善提案

- ①「ブロック制」を原則とするが、“真にやむを得ない事由”がある場合はこれによらないこととする。
- ②町会長についても同様であるが、さらに2年目の副会長からも互選できることとする。
- ③ただし、上記②項による場合の町会長の任期は1年とするが、再任は妨げないこととする。
- ④上記①～③に伴い、町会会則を次のとおり改正する。
  - ・ 第九条 3項（役員を選出）に次の記述を追記する。

「ただし、ブロック制によることができない特段の事由がある場合はこれに限らないこととする。また、町会長は2年目の副会長から互選することができる。」
  - ・ 第九条 4項（役員の任期）に次の記述を追記する。

「副会長から互選された町会長の任期は1年とするが、再任は妨げない。」
- ⑤本改正は令和4年度から適用する。

町会長：役員を選出にあたっては毎年苦慮しているところであり、とりわけ町会長については大変厳しい現状であります。

このことから少しでも町会長の重荷感を減らすことにより、スムーズに互選できるような“カード”を追加しました。

町会長を副会長から互選する場合のメリットは、

第一に、町会長の任期が2年から1年に短縮されるので、町会長の重荷感が軽減されます。

第二に、直前に副会長を経験しているので、町会の内情に精通しているおり、運営が円滑かつ的確に行えます。

##### <質疑応答>

質問（事前）：第九条3項の改正後の記述が、「ブロック制によれない」となっているが、「ブロック制によることができない」としたほうが適切ではないか？

回答：修正します。

議長：役員選出にあたってはブロック制を原則とするという考え方ではありますが、さらにそれを柔軟にとらえて、選出方法の見直しをしたいという内容でした。

議長：その他、質問がなければ拍手を持って承認願います。

「役員選出方法の見直し（案）」について、拍手を持って承認可決された。

(2) 文書類の保存期間の設定について（案） … 町会長

ア. 目的

会館内の文書類（帳簿等）の保存期間を適正に設定することにより、文書類の管理の充実を図る。

イ. 改善提案

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| ・会則           | … 永久保存          |
| ・認可に関する書類     | … 永久保存          |
| ・町会会員名簿（世帯名簿） | … 永久保存          |
| ・役員に関する書類     | … 10年保存         |
| ・資産台帳         | … 1年保存（年度ごとに更新） |
| ・会計簿          | … 10年保存         |
| ・その他必要な帳簿     | …町会長の指示による      |

上記について、「町会会則 第二十三条(帳簿等の整備)」に保存期間を追記する。

議長：会館には多種多様な数多くの文書があるが、これまでは保存期間を設定していなかったということで、新たに保存期間を設定し管理を充実させたいという提案でした。

〈質疑応答〉

質問：会館パソコン内の電子データ等（ネット上）の資料はどうするのか？

回答：今回は書庫の文書類を整理することが目的でありますので、電子データやホームページについては原則に基づいて柔軟に対応していきたいと考えています。ただし、個人情報に係るものは速やかに削除します。

議長：その他、質問がなければ拍手を持って承認願います。

「文書類の保存期間の設定（案）」について、拍手を持って承認可決された。

## ii. 消防計画改正の件

### (1) 会館防火管理体制の充実について (案) … 町会長

#### ア. 目的

先般（令和元年5月）の消防署の立入検査の際に防火管理者の不符合を指摘されたことに伴い、先般、「改善計画書」の早期提出を図ることから暫定的に防火管理者の選解任を行ったところである。

このため、速やかに正規に選任する必要がある、この機会に合わせて『消防計画』の一部について見直しを行う。

#### イ. 改善提案

##### ①防火管理者の選解任

- ・解任…中川 嘉夫氏（前相談役 : 甲種有資格者）
- ・**選任…川原 利治氏**（2丁目8班 : 甲種有資格者）

##### ②役職の新設

防火管理者は「管理的又は監督的地位」を必要とするため、**「防火管理担当部長」職を新設**する。

##### ③上記①～②に伴い、**『消防計画』を次のとおり改正**する。

###### ◎第3条

- ・現：「防火管理者は町会長とし、…」
- ・改：「防火管理者は**防火管理担当部長**とし、…」

###### ◎第6条（1）…建物等の自主点検員

- ・現：「会館管理責任者（町会長）並びに会館運営責任者」
- ・改：「会館管理責任者（町会長）並びに**防火管理担当部長**」

##### ④防火訓練の実施時期等の見直し…実施時期等を実状に合わせる

###### ◎第10条

- ・現：消火、通報、避難訓練：1月、7月（自主点検実施日）  
総合訓練：6月、12月（役員会開催日）
- ・改：総合訓練（消火、通報、避難の一斉訓練）：1月、7月（行事等開催日）  
消火訓練：5月（行事等開催日）

議長：消防法により防火管理者を変更せざるを得なくなり、新たに防火管理担当部長職を新設し、そして、新たな消防計画を作成して総合訓練、消火訓練を行っていききたいという提案でした。

議長：質問がなければ拍手を持って承認願います。

「消防計画改正（案）」の件について、拍手を持って承認可決された。

iii. 令和2年度事業報告及び決算承認の件

(1) 事業報告 … 総務 田中 信也

令和2年度の事業については残念ながら新型コロナウイルスの影響を受け、ほとんど執行できませんでした。個々に総会資料の1～4ページまでを一読願います。個別の報告は省略させていただきますが、各委員からの補足説明等はないでしょうか。

議長：各委員から補足説明等があるようでしたらお願いします。

補足説明等はなく、事業報告は終了した。

(2) 決算報告 … 総会計 田賀 勝

令和2年度決算が総会資料（修正版資料を当日、受付で配布）に基づき、一般会計、除雪積立金特別会計、町会会館修繕工事費積立金特別会計、納税協力会について説明、報告された。

〈質疑応答〉

質問（事前）：決算報告及び予算案の繰越金などの記載方法が不適切である。

回答：事前に修正し、総会出席者へ配布しました。なお、後日、修正版を回覧します。

町会長：決算報告について、町会員から事前質問が多数あったので補足説明します。

〈質疑応答〉

質問（事前）：令和2年度は新型コロナウイルスの影響でほとんどの行事が執行できず、多額の繰越金が発生した。この使い道について、例えば町会費の減額などの方法もあると思うが、どう考えているのか？

また、除雪積立金のあり方についても説明してほしい。

回答：町会員より徴収した貴重な町会費であるため、単年度で考えるのではなく、長期的にかつ有効に考えていきたいと思っています。

第一は除雪費で、一般会計からの毎年の積立金は50万円ですが、今年の大雪では1シーズンで多額（おおよそ6年分の積立金に相当）の除雪費用が必要となり、今後も想定されます。

第二は会館維持費で、当会館はすでに完成してから約15年経っており、建物修繕や、設備の更改等の維持費用が徐々に必要になります。そして、いずれは会館の建て替えも考えなければなりません。そのようなことから、長期的に物事をとらえて積み立てていきたいということを昨年の役員会で提案し承認をいただいた経緯があり、その結論を踏まえて、今回の決算報告とさせていただきます。

議長：多くの繰越金が発生したということについて、その繰越金の使い方を熟考した結果、有効な使い方をしたく、短期的ではなく長期的に考えて除雪費や会館の維持費等にかかる費用を念頭に入れながら、今年度はそのまま繰越金として残していきたいという考え方でした。

質問（事前）：除雪費に係る詳細（除雪稼働や費用等）を説明してほしい。

回答：（今期の除雪作業実施記録等及び除雪業者からの請求書をもとに説明）

この1シーズン（1月1日～25日）で延べ23台の除雪車を稼働させましたが、今冬の断続的な降雪状況や除雪車の手配事情等により、断片的で長期間に亘る除雪作業になってしまいました。費用については今ほどの（請求書の）とおりです。

なお、今回、市へ除雪助成金を申請したことにより、30万円が支給されました。

質問：過去の除雪業者との費用（時間単価）比較を教えてください。

回答：（業者によって多少の差はありましたが）ほぼ同等の金額でした。

（3）監査報告 … 監査 桐生 裕三

令和2年度の会計について関係書類を照合し監査を行った結果、適正に処理されていた旨の監査報告がされた。

議長：その他、質問がなければ、拍手をもって承認願います。

令和2年度事業報告及び決算報告について、拍手をもって承認された。

iv. 令和3年度事業計画（案）及び予算（案）について

（1）令和3年度事業計画（案） … 総務 田中 信也

総会資料に基づき、令和3年度事業計画（案）が提案された。

議長：各委員から個別の補足説明等はありませんか。

特に補足説明はなかった

（2）令和3年度予算（案） … 総会計 田賀 勝

引き続き、総会資料（修正版資料を当日受付で配布）に基づき、令和3年度予算（案）が説明された。

議長：質問がなければ、拍手をもって承認願います。

令和3年度事業計画（案）並びに予算（案）について、拍手をもって承認可決された。

v. 令和3年度 役員承認の件 … 総務 田中 信也

令和3年度役員について（総会資料 役員名簿（案）のとおり）推薦された。

補足として、中学校地区委員が令和3年度より廃止となったが、総会資料作成後に通知されたため、中学校地区委員の記述が削除できなかった旨、説明した。

なお、他にも一部訂正があったので、合わせて修正版を後日、回覧することとした。

議長：質問がなければ拍手をもって承認願います。

令和3年度役員（案）について、拍手をもって承認可決された。

議長：これで5つ全ての事項について承認いただきましたので、決議事項（1）～（5）は可決されました。皆様ありがとうございました。

役員一同、一礼した。

5. 報告事項 … 町会長

（1）令和3年度（当面）の事業予定について

今般の新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当町会主催の事業（行事等）は当面以下のとおりといたく、ご理解、ご協力をお願いします。

① 次については中止とします

- ・新旧役員懇親会
- ・バーベキュー大会
- ・役員・班長連絡会（開催する場合は別途連絡します）

② 第1回役員会（7月予定）

- ・（議案によっては）書面決議によることとします。

③ 防災関係

- ・防災会議 予定どおり実施します
- ・防災勉強会 当面中止としますが、コロナの状況を勘案して判断します
- ・防災懇談会 3／4期予定としますが、コロナの状況を勘案して判断します

（2）役員・班長連絡会の開催見直しについて（試行実施）

現在、当町会の「役員・班長連絡会」は毎月、概ね第四日曜日に役員と班長を対象に定期的で開催していますが、関係者の業務の合理化及び負担の軽減を図るため、開催頻度、時期等を見直したいと思えます。

4月からの試行実施を目指したいと考えていますが、コロナの状況を勘案して判断します。

なお、各部会からの「行事等結果及び予定の報告」については4月から実施しますので、協力かたよろしくをお願いします。

(3) 町会行事運営方法の見直しについて（試行実施）

現在、当町会単独主催の主な行事はバーベキュー大会と新年会であります。これらは特に総務委員の稼働に偏っていることから他の役員の協力のもと、稼働の平準化を目的として、プロジェクト体制によることとしたいと考えています。

本件については当該行事実施前に関係者と具体的に協議することとします。

(4) 役員会及び防災会議構成員の明記について

役員会の構成員については、総会資料17ページ（令和3年度役員名簿）に「役員会構成員」という記述を追記して明確にしました。

防災会議の構成員については、総会資料30ページ（令和3年度高尾台町会防災力強化活動組織表）に「防災会議の構成員」を追記して明確にしました。

(5) 「ぼうさい高尾台」のチーム構成の変更について

従来は「知る」、「作る」、「伝える」というジャンル別のチーム構成にしていたのですが、今年度からはこのような”垣根”を外し、誰でもがどんなテーマにでも自由に参画できるようにしました。

(6) 今期の除雪作業実施状況について

（「除雪作業実施記録」及び「高尾台町内除雪路線図」並びに「金沢市の除雪体制（除雪基準等）」について説明を行った）

年末からの断続的な降雪により、元旦から25日にかけて約10Kmに及ぶ町内道路を延べ23台の除雪車を駆使して（何度となく）除雪しました。

除雪作業の際には除雪委員が中心となって立ち合い（誘導）を実施し、役員等を含めて延べ24名が稼働しました。また、町会所有の除雪機で延べ20名の方が自主的に歩道を含めた町内除雪をして下さりました。

町会にはこのような除雪機が3台あるため、今後も活用していただきたいと思います。今年の大雪は断続的に降り続き、かつ降雪量も非常に多かったことから除雪体制が追い付かず、町内の皆様には大変な不便をおかけしましたが、ご理解とご協力に感謝いたします。

〈質疑応答〉

質問：実際に自分たちも自宅前の除雪車対応をしている除雪委員の方を見掛け、苦勞されているなど感じていた。しかし、自宅前に除雪車は入ったが、結果として大きな除雪車が通っただけという状況が見受けられたため、除雪業者に対して状況に応じた除雪車の種類等について要望は出せなかったのか？

また、今後そのような指示は出せないものか？

回答：除雪車が入るタイミングによっては既に圧雪された状態で、指摘されたような除雪し出来ない箇所もありました。このようなご意見を参考にして、今後の除雪体制に活かしていきたいと思っております。

議長：この冬の除雪については、除雪委員が中心となって活動されていたことを理解していただき、町会としては、このような意見があるということをご参考にして今後の除雪活動に活かしていただきたいと思います。

質問(事前)：除雪車による除雪作業の優先順位やその判断についてはどうしているのか？

回答：特に順位は決めていませんが、除雪車や作業員は会館に集合するので、会館を起点に作業を開始しています。なお、時間などの都合により中断した場合は、次回はその箇所から開始することとしています。

質問(事前)：除雪の対応がよくわからない。また、除雪車の手配をもっと速やかにしてほしい。

回答：積雪約30cmを除雪車手配の“目安”としていますが、状況によってはそれ以下でも手配しています。業者の都合もあり、思い通りには手配や作業ができないこともあります。除雪の大きな目的は、「緊急車両の通行を確保すること」であることをご理解いただきたいと思います。

質問(事前)：市の管轄道路（特に2次路線）の除雪対応について、何か改善策はないか？

回答：金沢市の管轄のため、市に要望（依頼）するしかありません。その際は、まずは除雪委員に連絡をしていただき、町会より金沢市に要望を行うようにしています。

質問(事前)：今回、除雪した路線はどこか？

また、排雪はどうしたのか？

回答：町内道路全てを（何度となく）除雪しました。今回は特に金沢市（雪害対策本部）の要請により、市の管轄道路も除雪しました。

排雪場所は道路脇及び空き地などです。

なお、毎年11月末頃に、町会の皆様に回覧板で『除雪について』という「お知らせ」を行っていますが、今年からは回覧ではなく“戸別配布”することとし、各世帯への周知を高めていきたいと思っています。この「お知らせ」には、除雪に関する“とりきめ”や注意事項、お願いなどが記載されていますので、熟読のうえご理解をお願いします。

## (7) その他

### ア. 違反ごみ対策について

ゴミの問題は町会の恒久的な課題であり、課題解決に向けて美化委員と共に対策を考えています。対策案として、①回覧板での注意喚起、②資源ごみの日のゴミ当番より、ごみを捨てに来た町会員へ直接、注意喚起文書を配布、③立て看板による注意又は警告、④監視カメラの設置 など、段階的な対策を検討しているところです。

後日、美化委員を交えて具体的に検討していく予定です。

〈質疑応答〉

質問：カラス対策として、ネットの上に「重し」を乗せたいが、その費用は町会で負担してもらえるのか？

回答：必要なところは実施していただいで結構です。既に行っている箇所もあります。

議長：ネットの上に置く「重し」は、必要であれば購入していただいても構わないということです。費用は町会で負担します。

質問：ゴミステーションの件だが、他の町会ではカラス対策として折りたたみ式（組み立て式）のネットを使っているの、当町会でも検討していただけないか？

回答：今度の（美化委員を交えた）対策会議にて検討します。費用が発生するようであれば役員会に諮らうと思います。

質問(事前)：的場公園前のゴミステーションの掲示板が破損しているため修繕してほしい。

回答：高尾新町会へ依頼しました。…高尾新町会にて先日、実施していただきました。

質問(事前)：ゴミシートを更改してほしい。

回答：破損等を発見した場合は美化委員へ連絡してください。会館に予備のネットがいくつかありますので、直ちに取り換えします。

質問(事前)：ゴミステーションに他の班の方がゴミを捨てに来る。また、他の町会と思われる方もいるし、ルールを守らない人もいる。

回答：ゴミステーションは明確にその範囲を定めているわけではないので、柔軟に対応していただきたいです。

#### イ. その他の質問

質問(事前)：町内の空き地を安く借用できないか？

回答：個別で対応願います。

質問(事前)：2丁目遊歩道（金沢市管轄）の一部の樹木が異常に大きくなり、落ち葉処理に苦慮しているため対応してほしい。

回答：現地確認を行い、市に依頼することとします。…3月31日に「緑と花の課」に依頼したところ、市にて即日、当該樹木の枝処理を行っていただきました。

質問(事前)：町会で使用しているコピー用紙を（環境に配慮して）多少質を下げても再生紙にしたらどうか？

回答：エコロジーへの貢献も必要ですが、町会としてはコスト（再生紙の方が高価）等の面からメリットが少ないと思われるため、従来通り廉価な普通紙を使用していきます。

質問(事前)：班の構成を考えてほしい。

回答：班内で意見をまとめていただき、町会会則第8条 第2項（班構成の変更）に則り、対応（役員会に申請）していただきたいと思います。

質問(事前)：総会に出席できない町会員のために、インターネットを利用して傍聴できないのか？

回答：出席できなかった方は後日、総会議事録をホームページに掲載するので、そちらで閲覧願います。

質問：町内にはアパートが多数あるが、町会費の徴収などアパートの扱いはどうなっているのか？

回答：アパートにもさまざまな種類があり、それぞれ対応、扱いが違います。把握するにも限度があるので、柔軟に対応していくしかありません。

議長：アパートについては色々なケースがあり、対応が難しいことがあります。それぞれ柔軟に対応してほしいと思います。

質問：町会費を払わない人がいても仕方がないと思えば良いのか？

回答：そのとおりです。

議長：基本的には強制はできないということです。

案内：高尾台中央公園で毎朝6時30分からラジオ体操を行っているので、皆さんの参加をお待ちしております。

その他、ご質問がありませんか。

議長：いくつか訂正（修正）箇所がありましたので、それについては回覧板等で周知したいと考えています。

皆様、長時間にわたりご協力ありがとうございました。

## 6. 閉会

町会長 越野 外美夫が閉会の挨拶を行なった。

(要旨) 本日は建設的かつ貴重な意見を頂戴し、ありがとうございました。

この度、役員を退任された方には大変お世話になりました。私たち役員も力不足で皆様に多々、ご迷惑をおかけしたこともあろうかと思いますが、今年度の役員一同、皆様のお役に立てるよう精一杯務めさせていただきますので、今後ともご鞭撻をよろしく願います。

退任役員を代表し、2丁目副会長 輪島 隆二 が挨拶を行なった。

(要旨) 退任役員を代表してご挨拶申し上げます。

コロナ禍であり役員をやり切った感は今一つありませんが、他の役員にも助けられ良い経験をさせていただきました。今後、新任役員の皆さんも町会長と共に力を合わせていただき、高尾台町会をより一層住み良い町会にさせていただきたいと思います。2年間ありがとうございました。

この後、新任副会長より自己紹介を行った。

- 1丁目 稲垣 渉
- 2丁目 勝裕 健司
- 3丁目 毛利 晶子

以上の決議を確認するためこの議事録を作り、これに署名する。

令和3年3月28日(日)

認可地縁団体 高尾台町会 令和3年度定例総会

以上